

第78号議案

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年11月28日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野火災予防の実効性を高めるために林野火災注意報及び林野火災警報の発令に関する規定を整備する等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例

芦屋市火災予防条例（昭和48年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防 (第31条の8・第31条の9)</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>付則</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第31条 火災に関する警報<u>（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>付則</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第31条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p>

改正後	改正前
第31条の7 (略)	第31条の7 (略)
<p style="text-align: center;"><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(林野火災に関する注意報)</u></p>	
<p><u>第31条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p>	
<p><u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第31条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p>	
<p><u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p>	
<p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p>	
<p><u>第31条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第31条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</u></p> <p style="text-align: center;">(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</u></p> <p style="text-align: center;">(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)</p>
<p><u>第32条 (略)</u></p> <p><u>(屋外催しに係る防火管理)</u></p>	<p><u>第32条 (略)</u></p> <p><u>(屋外催しに係る防火管理)</u></p>
<p><u>第45条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に</u></p>	<p><u>第45条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に</u></p>

改正後	改正前
<p>する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台 その他これらに類するもの（第48条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第48条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>（たき火を含む。）</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 消防隊の通行その他<u>消火活動</u>に支障を及ぼすおそれのある道路工事</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台 その他これらに類するもの（第48条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第48条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 消防隊の通行その他<u>消防活動</u>に支障を及ぼすおそれのある道路工事</p> <p>(6) (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

参 照

芦屋市火災予防条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野火災予防の実効性を高めるために林野火災注意報及び林野火災警報の発令に関する規定を整備する等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第31条関係）

- ア 火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確化する。
- イ 火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定を削除する。

(2) 林野火災に関する注意報（第31条の8関係）

- ア 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- イ 林野火災に関する注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、以下に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

- (ア) 山林、原野等において火入れ及び喫煙をしないこと。ただし、喫煙設備のある場所で喫煙する場合は、この限りでない。
 - (イ) 花火等をしないこと。
 - (ウ) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
 - (エ) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (オ) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

ウ 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、イの火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(3) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限
(第31条の9関係)

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、(2)イ(ア)～(オ)の火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(4) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出 (第48条関係)

ア 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確化する。

イ 消防長は、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(5) その他規定の整理

3 施行期日

令和8年1月1日

芦屋市火災予防条例の一部改正に伴い、芦屋市火災予防条例施行規則において以下のとおり基準を定めるものとする。

1 林野火災に関する注意報（第31条の8関係）

(1) 発令基準

乾燥注意報が発令されており、前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下の場合で、市長が必要と認めた場合

(2) 注意報発令時における火の使用制限の努力義務の対象となる区域の指定

芦屋市森林整備計画に定める森林とする。

(3) 発令対象期間

毎年1月から5月までとする。

2 林野火災に関する警報（第31条の9関係）

(1) 発令基準

林野火災注意報の発令時に、強風注意報が発令され、市長が必要と認めた場合

(2) 対象区域の指定及び発令対象期間

林野火災注意報と同一とする。

芦屋市森林整備計画一部抜粋資料

